

企業出身者に対する就業制限規定の改正について

1. 主な経緯

当機構の設立に関する独立行政法人医薬品医療機器総合機構法案の国会審議において、

- ・ 坂口厚生労働大臣(当時)が企業出身者の採用については就業規則等で一定の制限を行うことを約束したこと
 - ・ 機構の業務が製薬企業等との不適切な関係を疑われることのないよう、「役職員の採用及び配置に関し、適切な措置を講ずること」との国会決議がなされたこと
- を受けて、採用前に企業に在籍していた職員については、採用後2年間、採用前5年間に在職した業務と密接な関係にある機構の職務には就けないとする条項を就業規則に設けた。

しかしながら、生物統計及びGMPの適合性調査業務については、この条件の下での人材確保が非常に困難であったことから、「独立行政法人医薬品医療機器総合機構職員の業務の従事制限に関する実施細則」(平成17年1月17日)の附則において、これらの業務については、平成21年3月までに採用する職員に限り、出身企業以外の医薬品等の審査等の業務への従事に関する2年間の就業制限を除外した。

また、ドラッグ・ラグの短縮に関連して、「有効で安全な医薬品を迅速に提供するための検討会」報告書(平成19年7月30日)において、当機構の就業規則を緩和すべき旨の指摘があり、平成19年10月に、審査等業務及び安全対策業務についても、新たに除外対象として追加した。

その後、こうした取扱いについては、1年単位で延長し、現行の実施細則では「平成24年3月までに採用する職員」に限り適用することとしている。

2. 今回の改正(案)

本経過措置の期限を平成25年3月まで、1年間延長することとしたい。

独立行政法人医薬品医療機器総合機構職員の業務の従事制限に関する経過措置の延長理由 対照表

現行	改正案
<p>附 則 (施行期日) 1 (略) (経過措置) 2 平成24年3月までに採用する次の各号に掲げる職員については、第2条の規定にかかわらず、採用後2年に満たない場合であっても、当該各号に掲げる機構の職務に就くことができるものとする。 3 (略)</p>	<p>附 則 (施行期日) 1 (略) (経過措置) 2 平成25年3月までに採用する次の各号に掲げる職員については、第2条の規定にかかわらず、採用後2年に満たない場合であっても、当該各号に掲げる機構の職務に就くことができるものとする。 3 (略)</p>

(参 考)

○独立行政法人医薬品医療機器総合機構職員就業規則（抄）

平成 16 年 4 月 1 日
16 規程第 2 号

改正 平成 17 年 3 月 31 日 17 規程第 15 号
平成 17 年 10 月 27 日 17 規程第 36 号
平成 18 年 3 月 22 日 18 規程第 3 号
平成 20 年 12 月 25 日 20 規程第 12 号
平成 21 年 3 月 18 日 21 規程第 2 号
平成 22 年 3 月 30 日 22 規程第 1 号
平成 22 年 6 月 28 日 22 規程第 5 号
平成 23 年 3 月 29 日 23 規程第 4 号

第 2 章 人事

第 2 節 異動及び業務の従事制限

（業務の従事制限）

第 8 条 理事長は、採用前に営利企業に在職していた職員について、採用後 2 年間の期間を通じ、営利企業の地位で、その採用前 5 年間に在職していた業務と密接な関係にある機構における職務に当該職員を就けないものとする。

2 前項に定めるもののほか、理事長は、機構における業務の公正を確保するため必要と認める場合には、職員が従事する業務を制限するものとする。

○ 独立行政法人医薬品医療機器総合機構職員の業務の従事制限に関する実施細則（抄）

平成 17 年 1 月 17 日
17 細則第 1 号

改正	平成 17 年 3 月 30 日	17 細則第 2 号
	平成 17 年 7 月 25 日	17 細則第 17 号
	平成 18 年 12 月 15 日	18 細則第 10 号
	平成 19 年 3 月 30 日	19 細則第 7 号
	平成 19 年 6 月 29 日	19 細則第 12 号
	平成 19 年 8 月 24 日	19 細則第 17 号
	平成 19 年 10 月 1 日	19 細則第 19 号
	平成 20 年 4 月 1 日	20 細則第 6 号
	平成 21 年 4 月 1 日	21 細則第 9 号
	平成 21 年 7 月 1 日	21 細則第 12 号
	平成 21 年 7 月 24 日	21 細則第 13 号
	平成 21 年 7 月 31 日	21 細則第 14 号
	平成 22 年 3 月 30 日	22 細則第 3 号
	平成 22 年 9 月 29 日	22 細則第 9 号
	平成 23 年 3 月 29 日	23 細則第 3 号
	平成 23 年 5 月 20 日	23 細則第 5 号
	平成 23 年 6 月 30 日	23 細則第 9 号
	平成 23 年 10 月 31 日	23 細則第 13 号

（業務の従事制限）

第 2 条 職員就業規則第 8 条第 1 項に規定する採用前 5 年間に在職していた業務と密接な関係にある機構における職務は、次の各号に掲げる業務については、それぞれ当該各号に掲げる職務とする。

- (1) 研究・開発部門の業務 独立行政法人医薬品医療機器総合機構組織規程（平成 16 年規程第 1 号。以下「組織規程」という。）第 2 条第 3 項に規定する審査業務部、審査マネジメント部、規格基準部（組織規程第 19 条の 3 第一項(3)の職務に限る。）、新薬審査第一部、新薬審査第二部、新薬審査第三部、新薬審査第四部、新薬審査第五部、生物系審査第一部、生物系審査第二部、一般薬等審査部、医療機器審査第一部、医療機器審査第二部、医療機器審査第三部又は信頼性保証部（以下「審査関係部」という。）が所掌する職務
- (2) 市販後調査・安全対策部門の業務 組織規程第 2 条第 3 項に規定する安全第一部又は安全第二部が所掌する職務
- (3) 製造・品質管理部門の業務 組織規程第 2 条第 3 項に規定する品質管理部が所掌する職務

第3条 理事長は、職員就業規則第8条第2項の規定に基づき、職員について、次に掲げる措置その他機構における業務の公正を確保するために必要な業務の従事制限を行うものとする。

- (1) 採用前5年間に営利企業（以下「企業」という。）に在職していた職員の機構における職務が、企業の地位で、採用前5年間に在職していた業務と密接な関係にない場合であっても、採用後2年間の期間を通じ、当該企業が治験、製造、輸入、販売等を行う医薬品等（医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、治験の対象とされる薬物又は治験の対象とされる機械器具等をいう。以下同じ。）に係る審査、調査、指導、助言又は相談を行う業務（以下「出身企業の医薬品等に係る審査等の業務」という。）には当該職員を従事させないものとする。
- (2) 前号に掲げる職員の機構における職務が、企業の地位で、採用前5年間に在職していた業務と密接な関係にあるか否かにかかわらず、採用後2年経過後においても、その後の3年間の期間を通じ、出身企業の医薬品等に係る審査等の業務には当該職員を従事させないものとする。
- (3) 前条各号に掲げる職務に従事する職員の家族（配偶者及び職員と同居する二親等以内の親族をいう。以下同じ。）が在職している企業が薬事法（昭和35年法律第145号）第12条若しくは第13条に規定する許可を受けた者、又はその許可を受けようとすることが明らかな者（以下「医薬品等製造販売業者等」という。）である場合は、当該企業が治験、製造、輸入、販売等を行う医薬品等に係る審査、調査、指導、助言又は相談を行う業務には当該職員を従事させないものとする。

附 則

（経過措置）

2 平成24年3月までに採用する次の各号に掲げる職員については、第2条の規定にかかわらず、採用後2年に満たない場合であっても、当該各号に掲げる機構の職務に就くことができるものとする。

- (1) 採用前5年間に在職した企業の研究・開発の業務に従事した者 審査関係部が所掌する職務（当該企業に直接関連する業務及び管理的職務（組織規程第12条第1項の規定により置かれる情報化統括推進室長及び監査室長、組織規程第14条第1項から第10項までに規定する職にある者、組織規程第17条の4に規定する国際業務調整役、組織規程第18条の2に規定する数理役並びに医薬品又は医療機器の審査をチームで行う場合における当該チームの主任となる者が行う職務をいう。以下同じ。）を除くほか、1つの申請品目を他の職員とともに担当する場合に限る。）
- (2) 採用前5年間に在職した企業の市販後調査・安全対策の業務に従事した者 安全第一部又は安全第二部が所掌する職務（当該企業に直接関連する業務及び管理的職務を除くほか、1つの案件を他の職員とともに担当する場合に限る。）
- (3) 採用前5年間に在職した企業の製造・品質管理の業務に従事した者 品質管理部が所掌する職務（当該企業に直接関連する業務及び管理的職務を除くほか、各施設の調査を他の職員とともに担当する場合に限る。）

3 機構は、前項各号に掲げる職員を同項各号に掲げる機構の職務に従事させたときは、その後に開催される運営評議会（独立行政法人医薬品医療機器総合機構運営評議会設置規程（平成16年規程第22号）第1条に規定する運営評議会をいう。）において、当該職員が所属する部、採用前5年間に在職していた企業の名称、所属部署その他特例措置の透明性、業務の公正性の確保を図るために必要な事項を報告するものとする。